

平成十九年十二月十一日受領
答弁第二九〇号

内閣衆質一六八第二九〇号

平成十九年十二月十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に関する再質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成十九年十一月三十日内閣衆質一六八第二五〇号）の二について述べたとおり、「ルブル委員会」なる組織が在モスクワ日本国大使館内において存在していたことは確認されていない。

二から五までについて

外務省においては、一般に、職員から提出された寄稿（出版）届については、我が国の外交政策の在り方等に関する無用の誤解等を避ける等の観点から、意見を伝えている。御指摘の「論文」についても、御指摘の職員から寄稿（出版）届が提出されており、同様の観点から意見を伝えた。御指摘の会社に対しては意見を伝えていない。